

答 申 第 4 号
平成 26 年 3 月 26 日

常陸太田市水道事業
常陸太田市長 大久保太一 様

常陸太田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 根 本 洋 治

常陸太田市情報公開条例第 18 条に基づく諮問について（答申）

平成 26 年 1 月 21 日付太水総発第 1 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「平成 9 年 1 月より平成 25 年までの契約状況（水道使用実績はிரない）相手
方 常陸太田市 町 - 」の非公開決定に対する異議申立てについ
ての諮問

答 申

1 審査会の結論

常陸太田市水道事業 常陸太田市長が、「平成 9 年 1 月より平成 25 年までの契約状況（水道使用実績はிரない）相手方、 町 - 」について、非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 平成 25 年 11 月 11 日、異議申立人（以下「申立人」という。）は、常陸太田市水道事業 常陸太田市長（以下「実施機関」という。）に対し常陸太田市情報公開条例（以下「本条例」という。）第 6 条の規定により、「平成 9 年 1 月より平成 25 年までの契約状況（水道使用実績はிரない）相手方、 町 - 」(以下「本件請求文書」という。)の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 平成 25 年 11 月 21 日、実施機関は、本件請求に対して、本件請求文書は、個人に関する情報であるとして、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。

(3) 平成 26 年 1 月 7 日、申立人は本件処分を不服として、実施機関に対して、本件処分を取り消し、本件請求文書の公開を求める異議申立てを行った。

(4) 異議申立ての理由は、以下のとおりである。

情報公開条例第 7 条第 2 号の個人情報のなかで、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」ただし、次に掲げる情報を除く。と書いてあり、その例外規定が「ア」「イ」「ウ」の 3 例で、「イ」の記述の中に、「生活又は財産を保護する為」の「財産を保護する為」に該当します。「汚水処理施設」は 自治会の所有物で、自治会の正に「財産」です。「自治会費」「共用施設管理費」を納めないで不当に利用して、不当な利益を得ているので、情報公開条例で保護できるとの解釈は妥当ではない。

3 実施機関の主張及び非公開決定の理由

(1) 情報公開条例第 7 条第 2 号のただし書き「イ」の法解釈は、「個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある 氏の権利利益よりも、

情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる情報には開示する」と解され、申立人が主張している「汚水処理施設」が自治会の所有物で「財産」であるとしても、「 氏が町会の財産を侵害している事実」は未だ刑事事件として立件されていないし、また、不法行為に当たるかどうかについても一見明白とは言えない。

したがって、市が、情報公開によって害される 氏の権利利益と自治会の財産保護の必要性とを比較衡量した結果、下記の理由により非公開決定とした。

情報公開条例第 7 条第 2 号の個人に関する情報に該当するため。

水道契約は、常陸太田市水道事業者と使用者との 2 当事者のみの私法上の契約関係であるため。

水道契約書には、個人に関する情報の記載があるため、契約当事者以外の第三者に提供すべき性格のものではないため。

職員は地方公務員法第 34 条に基づく守秘義務を負っている。職務を遂行する上で知ることのできた私人の秘密も含まれる。公営水道事業者が保有する水道契約状況も同様の理由により、個人的秘密に該当するため。

公にすることにより特定の個人が識別されてしまうため。

4 審査会の判断

(1) 事実

本件申立の事実関係はおおむね前記 2 異議申立の趣旨 (1) 及び (2) 記載のとおりであり、申立人及び実施機関ともに争いはない。

(2) 条例の解釈について

申立人は、情報公開条例第 7 条第 2 号イ「人の生命、健康、生命又は財産を保護するため」に該当する旨を主張しているのでその点を検討する。同条は個人のプライバシー保護をはかるために個人情報に関するものは公開しない旨を定めており、同号は個人情報の公開の例外を定めたものであり、同号の解釈に際しては限定的に解することがその趣旨にかなう。したがって、「人の生命、健康、生命又は財産を保護するため」とは、単に「人の生命、健康、生命又は財産を保護」に関するものではなく、それらの保護の必要性が明白であることに加え、それらの侵害の重大性や緊急性が必要であると解する。

本件においては、自治会の財産の保護という点で「人の生命、健康、生命又は財産を保護するため」に関するものではあるが、保護の必要性が明白であるとはまではいえず、それらの侵害の重大性や緊急性が認められるとはまではいいがたい。

(3) 結論

以上から本件請求について実施機関が非公開とした決定は妥当である。

なお、申立人による意見陳述の際に、情報公開に対する市担当者の対応について意見が述べられたので、この点について付言する。情報公開にあたっては、請求者の意向やその内容を適切に把握し、より親切かつ丁寧な対応が求められるのであるから、今後も十分な配慮をされたい。

《参考》 審査会の経過

| 年 月 日 | 経 過 |
|------------|---------------|
| 平成26年1月21日 | ・実施機関から諮問書を受理 |
| 平成26年2月17日 | ・審議 |
| 平成26年3月7日 | ・申立人による意見陳述 |
| 平成26年3月7日 | ・審議 |